

第 10 章 医療法人承継税制

10-6 共通 4 基準

Q 10-6

非課税要件の一つである共通 4 基準について教えてください。

A 10-6

みなし贈与税・非課税要件の一つとされる共通 4 基準は、相続税法施行規則第 33 条第 3 項に規定する次の 4 つです。

(1) 非同族基準

定款等で、その法人の役員等と親族関係等のある者の数の割合が 3 分の 1 以下とする旨の定めをしていること。

ここには、当該親族関係を有する役員等が会社役員等となっている他の法人やその職員等が含まれることになり、定款で明文の規定化が必要です。

(2) 特別利益供与禁止基準

当該法人の設立者・役員等とそれらの者の親族等に、役員等の選任、次のような財産・事業の運用（営）に関し特別の利益を与えないこと。

- イ 施設の利用
- ロ 余剰金の運用
- ハ 解散した場合の財産の帰属
- ニ 金銭の貸付け
- ホ 資産の譲渡
- ヘ 給与の支給

役員等の適法な選任と、ロ・ハは定款で明記するにしても、他のイ・ニ・ホは定款施行細則で、ヘは給与規程で規定することが必要です。

(3) 残余財産・公益帰属基準

当該法人が解散した場合、その残余財産が次のいずれかに帰属することを定款で明記することが必要です。

- イ 国、もしくは地方公共団体
- ロ 公益社団、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う持分の定めのない法人

つまり、個人や営利法人には一切帰属せず、出資持分のない法人であり、退社による剰余金の払戻しもありえません。

(4) 法令遵守基準

当該法人に次の事実がないことが必要です。

- イ 法令（定款も含まれる）違反の事実がないこと
- ロ 帳簿書類に仮装・隠蔽し、その記録の記載がないこと
- ハ その他、公益に反する事実がないこと

この基準は、定款の記載には馴染みにくく、倫理基準または定款施行細則で記載すべきでしょう。